

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		報告徴収、立入調査を拒否等した者への過料処分
根拠条例・規則等名		空家等対策の推進に関する特別措置法
条 項		第 30 条第 2 項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境総務課（電話：048-829-1325）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	空家等対策の特別措置法第 9 条第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20 万円以下の過料に処する。
	設定等年月日	平成 27 年 5 月 26 日設定 令和 5 年 12 月 13 日最終改正
備 考		